

三原市立小泉小学校いじめ防止基本方針

三原市立小泉小学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、「どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に、組織的に対応することが大切である。また、すべての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 6 月 21 日成立、6 月 28 日交付、9 月 28 日施行）「いじめ防止等のための基本的な方針」の策定（平成 25 年 10 月 11 日）、「いじめの防止等のための基本的な方針の改定」（平成 29 年 3 月 14 日交付）、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）を受け、本校では、いじめの問題の克服に向け、いじめ防止等の基本的な方法を示す「三原市立小泉小学校いじめ防止基本方針」を定め、国・県・市・学校・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法第 2 条に基づき、次のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（具体的ないじめの態様）

- 冷やかしかからかいの言葉、悪口や脅し文句、嫌だと感じるようなことを言われる
- 仲間はすれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめは、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応する等、学校全体及び家庭と課題を共有しながら、組織的に取り組むことが重要である。

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こり得るとの認識の下、次に示す6つの視点をふまえ、取組を推進する。

視点1 軽減な「いじめ」も見逃さないよう、教職員が鋭い感覚でいじめを認知する。

視点2 教職員一人で抱え込まず、学校一丸となって取組む。

「学校いじめ防止委員会」を核とする組織的な対応

視点3 学校教育相談体制の充実（相談しやすい環境の中で児童を守る）。

視点4 児童の主体的行動（児童が、「いじめ」について主体的に考え、行動しようとする態度の育成）

視点5 保護者の理解と協力を得て、信頼関係の中、「いじめ」の解決を図る。

視点6 地域、関係機関との連携を図る中、「いじめ」に対峙する。

また、いじめ防止の取組を推進するにあたって、次の点について、教職員や保護者、地域、関係機関等の理解を十分な理解を得る中で進める。

- ① いじめの件数が多いことをもって、その学級、学校に問題があるという捉え方をしない。
- ② いじめの行為の重大性や緊急性（加害者の児童の故意性、継続性を含む）及び、その行為により受けた被害者の児童の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ③ 行為を受けた児童が、苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が人権意識を欠く行動である場合などには、「いじめ」と認知する必要がある。

（１）児童生徒の主体的な活動の支援

○児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において、いじめを生まない、許さない望ましい集団づくりを進める。また、全ての児童が、楽しんで教育活動に参加し、活躍できるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

○児童相互が信頼し合える関係づくりや児童の主体的な活動の支援。

○学校生活において、児童が安心して生活でき、同学年や異学年の友達と関わり合い、信頼し合えることが重要である。児童の「心のエネルギー」を充足するために、児童会の活動の中に、「縦割り班での活動」を取り入れたり、異年齢の児童同士が相互に楽しく関われる機会を設けたりして、児童の主体的な活動を支援する。

（２）いじめの早期発見のための取組

いじめられている児童の命を守るために、①～⑤のように取組む。

- ① 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知。
 - ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進
 - イ 「学校いじめ防止委員会」によるいじめの認知の徹底
- ② 児童の様子から初期段階のいじめを素早く察知する。
 - ア 学級担任等による日常的な児童への声掛けと児童の様子の観察
 - イ 学級担任等による定期的な個人面談
 - ウ 定期的な「いじめアンケート」の実施と活用
- ③ 全職員による児童の状況把握
 - ア 教職員の積極的なあいさつと声掛けによる計画的な観察
 - イ 教職員の気づきを「学校いじめ防止委員会」につなげる仕組みの構築

ウ 児童理解のための研修での情報共有、また情報の引き継ぎ

④ 児童からの訴えを確実に受け止める体制の構築

ア 学校教育相談（小泉いじめ、体罰、セクシャル・ハラスメント等相談窓口）の構築と児童や保護者への周知。

イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存。

ウ スクールカウンセラーによる相談、面接の児童、保護者への周知とその活用。

エ ホットライン教育ひろしま いじめや不登校等児童生徒の悩みに関する相談窓口【24時間子どもSOSダイヤル】の児童、保護者への周知とその活用。

オ 三原市相談窓口の児童、保護者への周知とその活用。

⑤ 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施

イ スクールカウンセラー等による保護者相談の実施。

ウ PTA実行委員会、町内会運営員会等からの情報提供や通報。

エ 地域住民、民生委員、主任児童委員、小泉町内会役員、卒業生、保護者、校区各小学校、第五中学校からの情報提供や通報。

オ 警察署、児童相談所、子育て支援課等からの情報提供。

カ 放課後児童クラブ、放課後子ども教室職員からの情報提供。

（３）いじめの早期対応

いじめられている児童の命を守るために、①～⑤のように取り組む。

① 「学校いじめ防止委員会」を核とした対応の徹底

ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定

イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言

ウ 対応記録のファイリング

エ 解消の確認

② 被害の児童が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応

ア 児童の不快、不安の程度を見極め、状況に応じた対応

イ 登校や教室への入室を渋る様子が見られた場合の対応

③ 加害者の児童の行為の重大性の程度に応じた指導

ア 意図的に行った言動か、衝動的なものか、また、暴力を伴わない、伴うものかなど、さらに、個人か集団で行われたものかなどを見極め対応し、指導を行う。

④ 重大事態に繋がらないようにするための対応

ア 被害者の児童の安全確保と不安の解消を行う。

イ 加害の児童に対する組織的、計画的な指導・観察

ウ 保護者（被害・加害の児童）への理解に基づく対応

エ いじめ防止委員会、PTA役員会等の開催、支援依頼

オ 児童クラブ、放課後子ども教室等の職員などによる声掛け、見守り

カ 職員の気づきを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築

⑤ 教育委員会への報告及び教育委員会による支援

ア 重大性、緊急性に応じた、いじめ認知時の報告と教育委員会からの支援

(4) 重大事態への対応

① 重大事態発生の判断

- ア 教職員による重大事態の定義の確実な理解を図る。
- イ 学校長と教育委員会との協議による迅速な重大事態発生の判断を行う。
- ウ 重大事態発生の報告を行う。

② 被害の児童の安全確保と不安解消のための支援

- ア 学校の組織的な対応によって、安全確保と不安の解消のための支援を行う。
- イ 保護者への対応方針と対応経過の説明を行う。
- ウ 適応指導教室、関係機関等と連携し、指導、支援を行う。

③ 加害者の児童の更生に向けての指導と支援

- ア いじめ行為に対する教職員の毅然とした指導を行う。
- イ 保護者への説明や協力関係の構築
- ウ 教職員、スクールカウンセラー等による支援
- エ 別室教室での学習実施
- オ 警察、児童相談所等関係機関等との連携と支援

④ PTA保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

- ア PTA保護者の協力体制により、問題の解決を図る。
- イ 地域への協力体制により、問題解決を進める。
- ウ 教職員の積極的なあいさつ、地域、PTAによる挨拶運動等による声掛けと見守り

⑤ いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と報告

- ア 調査組織の決定と調査の実施
- イ 被害の児童の保護者への調査結果の情報提供
- ウ 教育委員会への調査結果の報告

4 いじめ防止等の組織

① 組織設置の目的

学校におけるいじめの防止・いじめの早期発見及びいじめに対する対処等を確実に行っていくために、「いじめ防止委員会」を設置する。

② 構成

いじめ防止委員会の構成メンバーは次の者とする。

委員長 校長

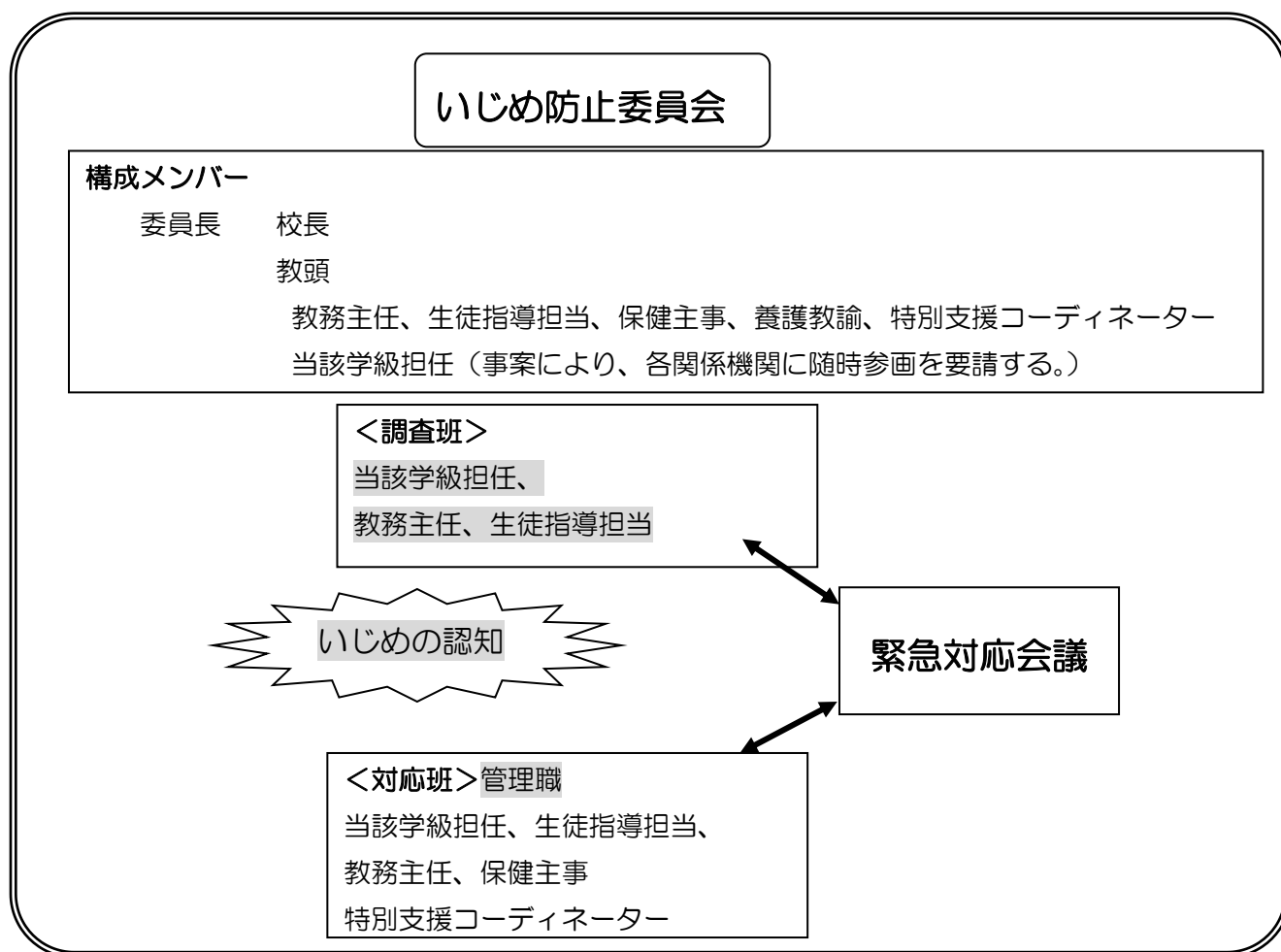
委員 教頭

教務主任、生徒指導担当、養護教諭、保健主事、当該学級担任等

記録 生徒指導担当

※その他必要に応じて、三原市教育委員会、三原特別支援学校（教育相談主任）、スクールカウンセラー、三原警察、医療関係者、人権擁護委員、弁護士等、随時参画を要請する。

③ 組織図



※ 定例のいじめ防止委員会は、月 1 回開催する。

※ いじめ事案の発生時には、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し、対応する。

※ いじめ防止委員会での内容や事案に応じた対応については、暮会等で全職員に報告し、周知する。

④委員会の役割

- いじめ未然防止のための方策の推進と見直しを行う。
- いじめの認知、重大事態の認知時の調査及び対処、指導、助言を行う。
- 全体体制の調整を行う。
- 解消の確認とその後の指導、助言をする。
- いじめ防止のための研修を実施する。

5 未然防止のための取組

○児童一人一人の自己有用感を高める教育活動を推進する。

- ・日々の授業を通して、互いを認め合える人間関係づくりに努める。
- ・体験活動（社会体験・生活体験）等を通して、人とつながることの喜びを味わわせ、コミュニケーション力を育成する。
- ・全校で良い所見つけやほかほか言葉の推奨に取り組む。（小泉小学校 5 つの宝）

○いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。

- ・日常的に授業、全校集会、学級活動、掲示物等を通していじめ問題について考える指導をする。
- ・道徳教育、人権教育の充実を通して、生命尊重を基底においた人を大切にする態度を養う。
- ・学級活動等の時間を活用してインターネット使用上のモラルや危険性について指導する。
- ・保護者と連携をとり、家庭でも、自分も友だちも大切にする、決まりを守る大切さ、携帯電話やインターネット等を使うときのルール等について子どもと一緒に考えていくよう啓発活動を行う。

6 早期発見の取組

○日記、1日の振り返り等を通して、日常的な行動の様子を把握する。

○年間2回、また必要に応じて、学級会、給食の時間等を活用して、担任による面接を行う。

○定期的なアンケート調査（每学期1回、児童・保護者・教職員）と児童の欠席日数等の把握（毎月）を行う。

○相談窓口の周知に努める。（校内掲示、学期ごとの通知文の配付）

○相談窓口、保健室の利用等の情報の共有を月1回行う。また、気になる場合はこれに限らず、すぐに教職員間での情報共有を行い、児童を学校全体で見守る。

○毎月1回の安全点検で、環境の変化を把握する。

○各家庭においてインターネット等の利用状況に気を配るよう啓発する。

7 いじめへの対処について

いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して、組織的に問題の解決にあたる。

○いじめ対応マニュアルの整備と教職員への周知（4月）を行う。

○いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。（複数対応）

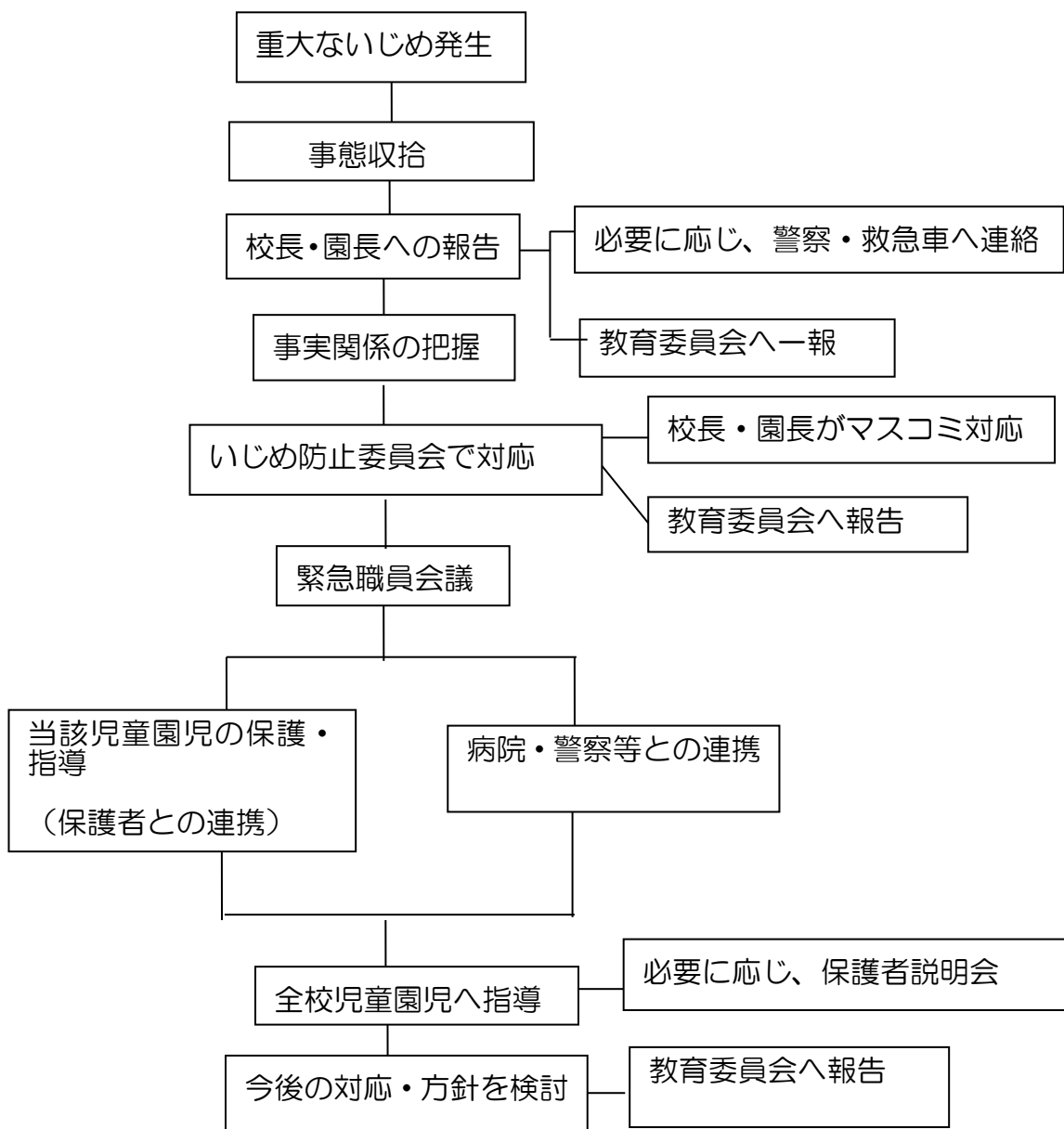
○情報収集を綿密に行い、事実確認（時系列での整理）をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

○傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

○学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

○いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

8 重大事態への対処について



- ① 調査班の教職員で現場に急行し、事態を収拾するとともに、校長に報告する。
- ② 当該児童園児から迅速に事情を聴き、事実関係を正確に把握する（当該児童園児が複数の場合は別々に事情を聴く。）
- ② 重大な事件・事故は、速やかに警察等に連絡する。救急措置が必要な場合は、救急車を呼ぶ。
- ③ 重大な事態に対しては、臨時的「いじめ防止委員会」を設置し、いじめ防止委員会の構成メンバーが中心となり組織的に対応する。
- ⑤ 職員会議において、校長・園長が事件の状況を説明し、対応方針、教職員の役割分担、今後の日程等について指示する。
- ⑥ 全校児童・園児への指導においては、混乱を起こさないこと、プライバシーを守ることを基本に行う。被害児童・園児及び保護者の了解を取る。
二度と事件を起こさないための未然防止の在り方について、検討する。

9 基本方針や取組についての検証・修正について

- ① いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等にかかわる振り返りを行い、その結果に基づき実施計画の修正を行う。
- ② いじめ防止対策委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、不登校児童数などいじめ防止等にかかわる具体的な数値を基に年間の取組を検証し、次年度の計画を作成する。

10 教職員の資質能力向上について

いじめ問題に対する校内研修を年間計画に位置付けて実施する。

- ・ いじめに対する基本認識
- ・ 組織的な取組（マニュアル）の確認
- ・ 教職員の言動等指導のあり方
- ・ 事例研究

11 関係機関との連携について

三原市教育委員会、三原警察署（本郷交番）、民生児童委員、市児童福祉課との連携を行う。

また、必要に応じて、機を逃さず人権擁護委員、心療内科などの医療機関等とも連携を行う。

12 地域や家庭との連携について

① 早期発見のために

- ・ いじめアンケートを実施する。（年間3回）
- ・ 学校だより・ホームページ・校内掲示等により相談窓口の周知を図る。
- ・ 学校評議員、町内会長、交通指導員等から定期的に地域での児童の様子を聞く。

② 解決のために

- ・ 家庭との連携をいつも以上に密に行い、学校の取組についてきちんと伝えけるとともに、家庭での様子や友だち関係について情報を集める。